

第 10 次大河原町交通安全計画

(平成 28 年度～平成 32 年度)

～交通事故のない社会をめざして～

基本目標

- 高齢者と子どもの安全確保。
- 歩行者と自転車の交通事故防止。
- 反射材の活用による夜間の交通事故防止。
- 若年運転者と高齢運転者の交通事故防止。
- 歩行中や自転車乗車中の「ながらスマホ」の禁止。



大河原町

ま え が き

昭和20年代後半から40年代半ばまで、道路交通事故の死傷者数が著しく増加したことにより、交通安全の確保が大きな社会問題となり、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和45年6月、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）が制定された。

これに基づき、昭和46年度以降、国において5年毎の交通安全基本計画を作成し、国、地方公共団体、関係民間団体等が一体となって、交通安全対策を推進してきた。

その結果、全国では昭和45年に1万6,765人が道路交通事故で死亡し「交通戦争」と呼ばれた時期と比較すると、平成14年中の死者数は8,326人と半減するに至り、さらに21年中の死者数は57年ぶりに5,000人を下回り、27年には4,117人にまで減少した。

宮城県では、昭和47年に過去最高の死者数295人を記録したが、その後昭和54年に初めて148人と半減し、平成20年には昭和32年以来52年ぶりに二桁となる95人まで減少した。第9次宮城県交通安全計画の最終年である平成27年中の死者数は66人となり、平成27年までに死者数を60人以下とする目標を達成することはできなかったものの、昭和25年以降2番目に少ない死者数となった。

本町においては、死者数が平成2年に5人を記録し、その後は減少傾向にあったものの、平成20年に4名が亡くなり「交通死亡事故多発非常事態」を宣言した。以後、死者数は年間0～4人で推移してきたが、平成27年中は死者数が0人となり平成28年7月で死亡事故ゼロ1年と500日を達成した。このように、関係機関・団体のみならず町民を挙げた永年にわたる努力の成果により死者数及び事故件数は減少傾向にあるとはいえ、交通事故の減少は町民一人ひとりが全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題であり、人命尊重の理念の下に、交通事故のない社会を目指して、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、これに基づいて諸施策を強力に推進していかなければならない。

この交通安全計画はこのような観点から、交通安全対策基本法第26条第1項の規定に基づき、平成28年度から32年度までの5年間に講ずべき本町の施策の大綱を定めるものであり、この計画に基づき町の交通安全に関する施策を具体的に定め、これを強力に推進するものとする。

目 次

まえがき

| | |
|---------------------------------------|------|
| 第1章 計画の概要 | P 1 |
| 1 計画の目的 | |
| 2 計画の性格と期間 | |
| 3 計画の基本的な考え方 | |
| 第2章 交通の現状と今後の課題 | P 2 |
| 1 交通環境 | |
| (1) 主要交通網の状況 | |
| (2) 交通関係統計の推移 | P 3 |
| ①人口の推移 | |
| ②免許保有人口の推移 | |
| ③総車両保有台数の推移 | P 4 |
| ④道路延長（町道）の推移 | |
| 2 交通事故の発生状況 | P 5 |
| (1) 年別交通事故の推移 | |
| (2) 時間帯別交通事故発生件数 | |
| (3) 大河原町民が第1当事者の年代別交通事故発生件数 | P 6 |
| (4) 大河原町民が第1当事者の原因別発生件数の割合 | |
| (5) 交通事故の種別毎の推移 | P 7 |
| 3 交通の状況 | P 8 |
| (1) 全体的な特徴 | |
| (2) 交通事故発生件数と事故の特徴 | |
| (3) 交通事故死者数 | |
| 4 今後の課題 | P 9 |
| 第3章 目標の設定 | P 12 |
| 1 目標の設定 | |
| (1) 発生件数の減少目標 | |
| (2) 死者数の減少目標 | |
| 2 目標達成のための方向性 | P 13 |

| | |
|--------------------------------------|-------------|
| 第4章 交通安全施策の推進 | P 14 |
| 1 重点施策 | |
| (1) 高齢者及び子どもの安全確保 | |
| (2) 高齢運転者の交通事故防止 | |
| (3) 高齢者（歩行者・自転車乗車中）の交通事故防止 | P 15 |
| (4) 若年運転者の交通事故防止 | P 16 |
| 2 主な施策 | P 18 |
| (1) 交通安全意識の向上 | |
| ① 交通安全教育の推進 | |
| i 幼児に対する交通安全教育 | |
| ii 小学生に対する交通安全教育 | P 19 |
| iii 中学生に対する交通安全教育 | |
| iv 高校生に対する交通安全教育 | P 20 |
| v 成人に対する交通安全教育 | P 21 |
| vi 高齢者に対する交通安全教育 | |
| ② 広報啓発活動の推進 | P 22 |
| i 交通安全町民総ぐるみ運動の推進 | |
| ii 飲酒運転根絶の広報啓発活動の実施 | P 23 |
| iii チャイルドシート、シートベルト着用の促進 | |
| iv 前照灯早め点灯運動の推進 | P 24 |
| v 自転車の安全利用の推進 | |
| vi 交通事故データ等の情報提供 | P 25 |
| vii 携帯電話、カーナビ等の注視の危険性に 関する広報啓発 | |
| viii 反射材の普及促進 | |
| (2) 道路交通環境の整備 | P 26 |
| ① 交通安全に配慮した道路整備の推進 | |
| i 適切に機能分担された道路網の整備 | |
| ii 改良による道路交通環境の整備 | |
| ② 交通事故多発地点の交通安全施設整備の推進 | P 27 |
| ③ 歩行空間等の整備 | |
| i 道路使用及び占用の適正化 | |
| ii 通学路における安全の確保 | |
| ④ 効果的な交通規制の推進 | |
| ⑤ 踏切道における交通安全の推進 | P 28 |
| ⑥ 交通事故の調査研究の推進 | |

(3) 道路交通秩序の維持

① 指導取締りの強化

i 効果的な指導取締りの強化

② 暴走族対策の強化 P 29

第5章 計画の推進に向けて P 30

1 計画推進の考え方

2 推進体制 P 31